

令和4年 第28回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和4年10月18日								
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室								
会議の日時	開会	令和4年10月25日 午後 4時30分							
	閉会	令和4年10月25日 午後 5時30分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名								
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	奈良 和人	13番 委員	佐藤 貴彦			
	2番 委員	小野寺 孔	8番 委員	木口 幸弘	14番 委員	下川部 和宏			
	3番 委員	西口 智章	9番 委員	佐藤 龍也					
	4番 委員	佐藤 美登子	10番 委員	由利 昭人					
	5番 委員	木村 卓也	11番 委員	齋藤 和博					
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	吉田 藍					
参 与	事務局長 沼下 利広 総務係長 石井 淳平 総務係 谷口 方基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和 年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会議録 署名委員	農委会長 _____ 3番 _____ 14番 _____								

事務局長	全員おそろいですので、これより、第 28 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	利用状況調査に先立ちましてごあいさつをいたしましたので、早速総会に入りたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。 日程第 1、出席者の報告。14 名全員出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、3 番西口智章委員、14 番下川部和宏委員、お願いします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてですが、下川部委員にかかる案件がありますので、退席をお願いします。 (下川部委員退席) 事務局説明をお願いします。 報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 貸主は木間内〇〇の〇〇〇〇さん、借主は本町〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇ほか 1 筆、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は 990 ㎡、契約期間は令和 3 年 6 月 24 日から令和 13 年 6 月 23 日までの 10 年間、法人への賃貸名義変更のための解約です。第 27 回総会で付議された下川部牧場への賃貸に伴う解約です。
会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	なければ、報告どおり承認してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは承認します。 (下川部委員着席) 続いて議案第 1 号について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり、現況証明書の交付申請があったので意見を求めます。 1 番 土地の所在は富里〇〇、地目は畑、面積は 503 ㎡、利用状況は 20 年以上農地として使用しておらず山林の状態、出願理由は地目変更登記のため必要、調査員は記載の 3 名です。所有者、申請者ともに館町〇〇の〇〇〇〇さんです。地目変更後は所有権移転する予定と聞いています。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木村委員	5 番。場所は、私の実家の向かいです。須賀から社の山へ入る道の手前です。畑が続いているところですが、その畑は無農薬でやっている山本さんが耕作されていて、この部分だけが山林として手付かずの状態になっています。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。

委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
事務局	<p>続いて議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、下記のとおり、利用権設定のため農地法第5条の規定による許可申請があったので、適否について意見を求めます。</p> <p>1番 土地の所在は新町〇〇、地目は公簿・現況ともに田、面積は198㎡、譲渡人は赤沼町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は札幌市白石区本郷通6丁目北〇〇の〇〇〇〇さん、転用目的は住宅建設のためです。 議案資料の3ページから14ページに資料を付しており、審査表により整理しております。</p> <p>当該農地につきましては、住宅、事業所、公共公益施設等が連坦している区域であることから、第3種農地と判断されます。資力、事業期間、面積、被害防除措置についても適切に確保されていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>一方、本件の転用許可を出すにあたって、本件にかかる土地に到達するためには途中の土地3筆を通行しなければならないのですが、このうち2筆はまだ農地のままであることから、住宅建設工事の前にこの2筆についても転用が必要と考えられます。順番が前後してしまいますが、関係者に連絡を取り、この個所についても農地転用が必要ということについて伝えてあります。11月総会にはこの通路部分の転用許可申請を提出していただくよう伝えてあります。</p>
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
木口委員	8番。厚沢部中学校の東側の住宅地化が進んでいる箇所です。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
由利委員	10番。添付資料の3頁、「譲渡人」が「鞆渡人」となっているので、誤字と思われます。
事務局	大変失礼しました。訂正します。
前田委員	6番。公共の道路に接していない土地に住宅を建てるのは問題があるのではなかったですか。農地法としては問題ないと思われますが。
事務局	都市計画があれば、接道義務が課されて住宅建設が認められないことがあるのですが、当町の場合、都市計画がないため接道の有無で住宅建設の許可がされないことはないようです。
佐藤龍委員	9番。この〇〇〇〇さんという方は、元振興局にいらっしゃった方ですか。
事務局	そうです。〇〇だった方です。
会長	早期退職して札幌に戻り、中央会に就職されました。中央会も今は退職しています。厚沢部町を気に入ってくれたようです。
齊藤委員	11番。預金残高証明書も添付するものなのか。

事務局	通常の住宅建設ではローンを組むことが多いので融資証明書などを添付していただくこととなります。この方は現金で建てるとのことなので、残高証明を添付してもらいました。
会長	ほかにありますか。
委員	ありません。
会長	ないということなので、申請通り許可してもよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	それでは申請どおり許可します。
	続いて議案第3号農用地利用集積計画による所有権移転について事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は当路〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は上の山〇〇、地目は公簿雑種地・現況田、合計面積は120㎡、対価は10aあたり100,000円です。 2番 譲受人は館町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市湯川町2丁目〇〇の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇ほか2筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は1,997㎡、対価は10aあたり100,000円です。
会長	事務局説明が終わりました。補足説明をお願いします。
吉田委員	12番。何年か前に隣接する農地を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有権移転していましたが、台帳地目が雑種地だったため、見落としていたとのことでした。改めて所有権移転の手続きをするものです。
西口委員	3番。64番4の倉庫も含めて購入してほしいということだったので、まとめて購入することになったようです。
会長	補足説明が終わりました。質問や意見がありますか。 これは〇〇〇〇さんの葡萄とは関係あるのですか。
西口委員	3番。葡萄とは関係ない場所で製材所の隣です。倉庫を使いたいということで〇〇〇〇さんから話を持って行ったところ、まとめて農地も引き取って欲しいということになったようです。
会長	ほかに質問や意見はありますか。
委員	ありません。
会長	それでは申請どおり許可してよろしいですか。
委員	異議なし。

会長	<p>それでは申請どおり許可します。 以上で予定の議案は終了です。ほかにありますか。</p>
事務局	<p>次回総会日程についてお諮りします。 事務局からは11月24日(木)、25日(金)を提案します。</p>
委員	<p>24日で了承します。</p>
由利委員	<p>時間は何時ですか。</p>
事務局	<p>13時30分からとします。 続いて地区別農業委員研修会についてご案内です。 11月17日13時30分から江差町で地区別農業委員会が開催されます。役場前からバス乗り合わせで会場に向かいます。多くの委員の出席をお願いいたします。 欠席委員は今わかる範囲でお知らせいただければ、檜山の連合会に出欠報告したいと思えます。</p>
事務局	<p>続いて、「地域計画(人・農地プラン)と担い手対策について」という資料をお配りしております。こちらの資料をご覧ください。議会で所管事務調査があり、農林課も調査対象となりました。これからの担い手についての調査でしたが、その際に作成した資料をお配りしております。農林業センサスの結果に基づいて、農家が減少していくことや農地の担い手が減っていくことなどを整理しております。農業委員さんにもかかわるところがありましたので、説明します。 10頁に人・農地関連法の主な改正概要を示しております。法改正では4点ほど大きな改正があります。いわゆる集積計画にかかわる基盤強化促進法について、地域計画(人農地プラン)が法定化されたことで、これまでの集積計画による権利移転ができなくなります。 もう一点は、中間管理機構の関連として、すべての土地取引が管理機構に一本化されます。中間管理法の中で農用地利用集積等促進計画が位置づけられ、すべての農地取引がこちらに代わるとされています。 さらに農振法の関係も影響があり、人・農地プランで定めた農地の範囲が農振のエリアになり、人・農地プランで定めた農地を農振農用地の区域から除外することが難しくなるようです。 農山漁村活性化法に関する変更について、同じ農地でも、農地として使う地域と、粗放的に管理する地域とに分けることができるようになりました。さらに林地化も要件として認められることとなります。 以上の点が人・農地関連法の改正による変更です。地域計画と農地バンク事業がセットで動いていくこととなります。農地の貸し借りは、地域計画に基づいて中間管理機構を通して行うこととなります。親子間の使用貸借や贈与も中間管理機構を経由することが原則となります。農地法による権利移転は、認定農業者ではない農業者に限定され、ほとんど農地法は使われなくなると考えられます。 人・農地プランを作成しなければ、L 資金の要件や農地取得時の控除や補助要件も受けられなくなるなど不利益が多いと考えられます。 11頁では、今後の予定を示しています。農地の出し手や受け手を把握して、5年から10年後を見据えて、一筆ごとに将来の耕作者を決定することとなります。地番ごとに耕作者を決定する具体的なものになります。そのように何万筆もある農地と将来の耕作者に紐づける作業が必要となります。 令和4年11月に地域での話し合いを推進する体制について関係機関を含めて構築します。集落の話し合いを運営するために、町や農業委員会、農協などを含めて体制を構築しますので、今後、各機関に声掛けして進めていきます。 農家への周知については12月以降に全農業者に制度変更の周知、特に既存の集積計画が使えなくなることなどを周知していきます。また、話し合いに必要な地図を作成して、白地図をベースとして準備していきたいと考えています。</p>

	<p>令和5年の1月から3月にいくつかの地区で話し合いの場を設けて、町をはじめとした関係機関が入って話し合いをサポートしたいと考えています。3月をめぐりに検討会を開いて、進捗状況を年度ごとに整理していきます。来年3月までに全部の地区で話し合いができるとは考えていません。目標地図を作成するのは令和6年3月を目途としています。これは、国の示した行程より1年前倒して進める予定としています。</p>
木村委員	この目標地図を完成させなければ地域計画ができたとはいえない、ということですか。
事務局	<p>主役は農業者や土地所有者になりますが、農業委員会、町、農協も話し合いに入っていかなければならず、一定の話し合いが進んだ段階で協議の場、検討委員会のようなものを開くこととなります。地域計画は農業委員会が素案を作成し、町に進言することとなっていますので、検討委員会は農業委員会を中心とすることとなります。年に1回か2回、そのような会議を開催したいと考えています。1度や2度の話し合いで結論が出るとは考えにくいので、令和6年3月ごろまで必要に応じて話し合いを実施していきますが、そうした進捗状況を検討委員会で管理しながら進めていきたいと思えます。</p> <p>最終的には地域計画を農業委員会で検討していただき、会長名で町に提言することとなります。町はその案を1週間程度縦覧したうえでこの計画を策定し、公表します。計画策定後も随時更新を進めることは可能で、設定した目標地図と異なる状況が生じた場合には見直しをその都度行うこととなります。</p> <p>農業委員のみなさまには、検討委員会の参加はもちろん、集落での話し合いについても担当エリアについては積極的にご参加いただきたくお願いします。</p>
事務局	<p>つづいて、9月の作況調査で訪問した〇〇〇〇さんの直播の水田について、息子さんの〇〇〇〇さんは自分で農業経営を行いたいということで以前から相談がありました。農地を使用貸借等により所有したいとの希望があります。今後、3条などで貸借の申請が上がってくると思いますが、事務局として確認すべきことなどがあればご指示いただければと思います。今年1年間は自ら直播に取り組まれたということで実績を確認しているところですので、事務局としては許可可能となる公算が高いと考えています。</p>
会長	下川部委員はどのように判断しますか。
下川部委員	14番。1年間作業を継続しており、また、農業についても機械等の選定や使い方などについて自分にもたびたび相談に来ていました。本人の意欲も高く、営農の実績についても確認できたと考えています。
木村委員	基本的には飼料用米を中心に作付けを予定しているのですか。
下川部委員	そうです。今後は、主食用の乾田直播を試してみたいとも考えているようですが、今は、作付けしやすい飼料用米に取り組んでいます。
事務局	新規就農者の認定は町の判断になりますが、新規就農者とするのか、後継就農とするのが良いのか少し難しいところです。経営を分離して就農することが新規就農にあたるのかは、国の支援を得られるかどうかにかかわってきますが、新規就農と同等のリスクを負っているとみなされるかどうかは難しいと考えています。後継就農としては間違いないと考えているところです。
会長	議案として出れば判断してきたいと思えます。実績がないと難しいが、1年間実績を積んでいるので判断はできると思えます。地元農業委員の意見が重要になるということで、下川部委員が判断の中心を担うものと思えます。
下川部委員	今年は反収8俵弱の収量とのことで、きちんと管理していたと判断できます。

下川部委員	話は変わりますが、人・農地プランの賃貸について、強制的に中間管理に代わるのですか。継続中の契約はどうなるのでしょうか。
事務局	更新のタイミングでは、中間管理事業に切り替えることになると思います。新規は絶対に中間管理事業になります。
下川部委員	人・農地プランを作成しないデメリットはたくさんあるようですが、メリットが良くわからないです。
事務局	メリットがあるというよりも、中間管理を普通の状態にしていきたいのだと思います。推進にあたっては補助金とリンクさせるのだろうと想像しています。色々な農地関連の事業や保有合理化や集積協力金などの制度がどのように変わるのかについて情報収集を進めていますが、わからないことが多いです。
下川部委員	いつから、新しい制度に切り替わるのですか。
事務局	今は厚沢部全体に1つの人・農地プランを作成していますが、他町ではある程度地区を分けています。話し合いがまとまったところから地区を決めて新制度に移行していくことも考えられます。
吉田委員	集落での話し合いはその集落に入り作で来ている耕作者がいた場合は、その方も入ってもらうことになるのでしょうか。
事務局	そのとおりです。出作が多い方はあちこちの話し合いに出席しなければならず、大変かと思います。
由利委員	厚沢部1本の地域計画にはできないのですか
吉田委員	今は1本です。それを分けようとしています。
事務局	話が進んだところを待たせることにもならないので、そのような地域は先行して地域計画を策定していくことになるのではないかと思います。
吉田委員	5年後の耕作者が決まっている字単位のところは地域計画ができるということですね。
佐藤龍委員	例えば、自分は新栄が拠点ですが、稲見も借りている、富栄も借りているということがあります。その場合、全部の地域に顔を出さなければならないということになるのは大変だと思います。厚沢部町はそのような耕作者が多いと思います。
由利委員	厚沢部は1本の地域計画で行く、ということではできないのですか。
事務局	それは可能です。話し合いは集落ごとにまとめていくことになりませんが、話し合いのまとめ具合は集落によって違うので、できた集落から計画化していくことも可能です。当初の人・農地プランも出作入り作が激しいので、地区ごとのプランは難しいだろうということで、厚沢部町全域で1本の計画とした経緯があります。また、江差にも出作で入っている場合、江差町がどのように動くか、ということも注意していなければならないと思います。
由利委員	林業でも同じような状態があって、こういうものを作るから補助金があるというような、制度と補助金が紐づいた状態になっています。

事務局	農地制度としてのメリットはないのですが、地域計画を立てることで補助金などのメリットが受けられるようになるということです。機械の導入事業などは今も人・農地プランがポイントに算定されます。そのような制度になると思われます。
由利委員	莫大な手間がかかることだと思います。賃貸している方が変わるたびに計画を見直していくことだと思いますが、大変だと思います。そのような計画策定を行うためのソフトウェアなどはあるのですか。
事務局	ありません。国はそうした仕組みについては、これまでの説明会などでもわからないという回答をしてくれています。転作の耕地図などをみながら話し合いをしてもらうことになると思います。
由利委員	事務局も大変だと思います。
事務局	中間管理機構の農業公社の事務が莫大になると思われ、本当に農地取引を円滑に行えるのか疑問があります。 また、コーディネーターを務めてくれる方も必要になりますので、今、探しているところです。そのような補助金もあるのですが、毎日農家の方にあしげしく通って、農地について聞き取りをしてくれるような方はいないと思われます。今後も継続的に相談させていただきます。
会長	それでは、他になければ第 28 回農業委員会総会を閉会します。 ～了～